

緊急事態宣言を要請

(現状の課題)

- ① 首都圏（緊急事態宣言の対象区域）からの人の流入
- ② 対象区域にならないと法的措置に基づく休業要請ができない

医師少数県の本県では
医療崩壊のリスクが高い

本日、緊急事態宣言対象区域に本県を加えることを要請

【要請先】 西村 内閣府特命大臣（経済政策）

【要請内容】 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に本県を追加すること

【背景】 ・県民の皆様の生活を守るうえで、経済活動を維持していくことが非常に大切
・感染拡大を防止するためには、私権の制限を含めた更なる措置が必要

法的根拠に基づくことが適当